

平成19年2月9日

## 株 主 各 位

大阪府松原市三宅東一丁目8番7号  
株 式 会 社 関 門 海  
代表取締役社長 山 形 圭 史

### 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年2月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成19年2月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号  
天王寺都ホテル6階「吉野の間 西」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第18期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）事業報告の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第18期計算書類承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 資本準備金の額の減少の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件  
第6号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件
4. 招集にあたっての決定事項  
◎代理人による議決権行使  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

掲載アドレス <http://www.kanmonkai.co.jp/>

## (提供書面)

# 事業報告

〔平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで〕

## 1. 会社の概況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、企業収益の改善を背景として、民間設備投資や雇用・所得環境の改善による個人消費にも回復の兆しが見られるなど景気は回復基調の中で推移いたしました。

そのような経済環境の中で、外食産業全体では市場規模がプラスに転じるなど明るい兆しはあるものの、一方で消費者の外食産業に求める「食の安全」「サービスレベル」などへの関心は一層高まり、個々の外食企業の取り組みが問われております。

このような状況におきまして、当社は「美味で健康的な本物のおいしさの追求」を目的とした食材に関連する技術開発により、品質面及び安全面において差別化された食材をより低価格で提供することを競争力として店舗展開を推進してまいりました。

当期における店舗展開の状況といたしましては、繁忙期である第1四半期において主力業態であるとらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」の店舗業績が軟調に推移したため、認知度向上のための好立地での大型店の出店準備を行うとともに、地域密着型小型店の出店を抑制し、既存店舗の運営力の向上に注力いたしました。また、新規業態であるかに料理専門店「玄品以蟹茂」の店舗展開及び技術開発により差別化された新規業態・新規事業につきましても積極的に推進いたしました。

以上の結果、当期における売上高は6,908百万円（前期比11.6%増）と増収であったものの、利益につきましては、営業利益403百万円（前期比18.9%減）、経常利益371百万円（前期比19.2%減）、当期純利益190百万円（前期比5.4%減）となりました。

事業別の業績は以下のとおりであります。

(直営事業)

「玄品ふぐ」につきましては、研究開発により実用化された技術によっ

て、品質面及び安全面において差別化されたとらふぐ等の食材を低価格で提供することを競争力として、主に関東地区及び関西地区における店舗展開を行っております。

店舗運営につきましては、繁忙期である第1四半期において店舗業績が軟調に推移したため、平成18年1月から2月の自社競合店舗5店舗の業態転換、3月の地域密着型小型直営店舗の出店一時凍結、4月の店長業務委託制度導入、5月の玄品ふぐナレッジマネジメントシステム稼働、10月の玄品ふぐ予約センター設置、12月の店長独立フランチャイズ制度導入など、出店戦略・組織制度・人材教育・販売促進などあらゆる面からの迅速な見直しを実施いたしました。結果、既存店売上高前年対比は上半期の9.4%の減少に対し、下半期は6.2%の減少と回復しております。

新規出店につきましては、平成18年3月までに地域密着型小型直営店舗として、関東地区6店舗、関西地区7店舗を出店いたしました。平成18年4月以降は店舗運営の見直しに注力しながらも、出店エリアの拡大・認知度向上のための戦略的な出店として、平成18年10月には九州地区1号店である中洲の関及び平成18年12月にオープンした関東地区・関西地区の旗艦店である六本木の関、梅田東通の関の出店準備を行いました。

一方、「玄品以蟹茂」につきましては、平成17年12月にオープンした吉祥寺店が順調に推移したことから、自社競合の可能性のある「玄品ふぐ」5店舗の業態転換及び関東地区4店舗、関西地区1店舗の新規出店を行い、業態として確立しつつあります。また、平成18年9月より田町店において、「玄品ふぐ」と「玄品以蟹茂」の複合化についてのトライアルも開始しております。

また、新規業態開発につきましては、平成18年7月に株式会社バルニバービと食材関連技術を活用した業態開発について業務提携、平成18年9月に大阪本社セントラルキッチンにおいて様々な食材の当社技術による品質向上を目的とした「玄品食材向上ファクトリー」を設置、平成18年10月には商業施設への初出店としてららぽーと豊洲にてスペインバル「バルデゲー」をオープンしております。

これらの結果、期末における直営店舗は、「玄品ふぐ」77店舗（関東地区44店舗、関西地区32店舗、九州地区1店舗）、「玄品以蟹茂」11店舗（関東地区10店舗、関西地区1店舗）、その他3店舗の計91店舗となり、直営事業の売上高は6,028百万円（前期比8.2%増）となりました。

#### （フランチャイズ事業）

フランチャイズ事業におきましては、独立心旺盛な個人フランチャイズ

オーナー及び複数出店可能なフランチャイズ企業の加盟開発に注力し、新たに31件のフランチャイズ加盟店と加盟契約を締結し、関東地区5店舗、関西地区2店舗のフランチャイズ店舗をオープンするとともに、直営5店舗のフランチャイズ化を実施いたしました。

結果、期末におけるフランチャイズ店舗は、関東地区12店舗、関西地区11店舗、計23店舗となり、フランチャイズ事業の売上高は、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ、加盟金、設備売却等により677百万円（前期比101.8%増）、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は814百万円（前期比202.4%増）となり大幅に事業規模が拡大いたしました。

なお、平成18年12月より店長独立フランチャイズ制度を導入し、直営10店舗をフランチャイズ化しておりますが当社業績に与える影響は軽微であります。

以上により、直営店舗及びフランチャイズ店舗を合わせた期末における店舗数は114店舗となり、直営事業、フランチャイズ事業を合わせた売上高は6,842百万円（前期比17.2%増）となりました。

#### （食材販売等その他の事業）

食材販売等その他の事業におきましては、活とらふぐ等の食材販売を行う既存事業に加えて、平成18年9月に株式会社バルニバービとの共同事業として同志社大学京田辺キャンパス内カフェレストラン「アマークドパラディラッテ」及び学生向け弁当販売事業に対する「玄品食材向上ファクトリー」からの食材供給を開始いたしました。前期に発生した協賛金収入が当期は発生しなかったため、売上高は202百万円（前期比29.5%減）となりました。

### ② 設備投資の状況

当期の設備投資については、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」の店舗投資等を中心に有形固定資産748百万円、無形固定資産39百万円、差入保証金143百万円、長期前払費用115百万円の総額1,045百万円の設備投資を実施いたしました。

### ③ 資金調達の状況

当期における資金調達の状況は以下の通りであります。

- 1,700百万円の借入れを行いました。
- 新株予約権行使により49百万円調達いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第15期 (平成15年11月期)	第16期 (平成16年11月期)	第17期 (平成17年11月期)	第18期 (当事業年度) (平成18年11月期)
売 上 高	4,362,759	5,124,410	6,191,570	6,908,017
当 期 純 利 益	34,957	157,826	201,942	190,942
1株当たり当期純利益(円)	3,075.72	12,722.75	7,648.91	3,333.14
総 資 産	2,461,888	3,026,727	4,532,476	5,778,562
純 資 産	412,430	566,332	1,284,604	1,510,306
1株当たり純資産額(円)	33,822.44	45,039.99	46,462.82	25,532.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成15年9月30日付で株式1株につき5株、平成17年3月1日付で株式1株につき2株、平成18年1月20日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、それぞれ期首に株式分割が行われたものとして期中平均発行済株式総数を算出しております。
3. 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (3) 対処すべき課題

### ① 研究開発力の強化及び新規業態開発

当社では、主力業態である「玄品ふぐ」が属するとらふぐ料理市場のみでは、売上高300億円程度が成長の限界であると考えております。当社といたしましては、今後とらふぐだけでなく、様々な水産物・畜産物・農産物に関連する技術開発及び食材調達・加工・保存・物流体制の強化を推進することで、品質面・安全面及び価格面における差別化を図り、「玄品ふぐ」に続く競争力のある新規業態の開発及び資本業務提携・M&A等による事業規模の拡大を推進してまいります。

### ② 主力業態である「玄品ふぐ」の業態競争力の向上

当社の主力業態である「玄品ふぐ」は食材面におきましては技術開発により圧倒的な競争力を獲得しておりますが、店舗運営力・ブランド力につ

きましては改善の余地があるものと認識しております。今後につきましては、店舗運営力強化による収益性の向上、出店戦略・マーケティング方法の見直しによるブランド力の向上を図り、急成長のための更に強固な基盤を確立してまいります。

③ フランチャイズ本部体制の強化

当社は、とらふぐを中心とした食材の競争力により本部の収益性が高いフランチャイズ事業を推進しており、今後につきましてもフランチャイズ展開を出店戦略の中核と考えております。今後のフランチャイズ展開に対応した本部体制として、教育・研修体制の確立、スーパーバイジング体制の整備等を引き続き強化していくことは当社の重要課題と考えております。

④ 財務体質の改善

当社では、積極的な出店に伴う設備投資、研究開発投資及び在庫投資等による投資資金を主に金融機関からの借入金により調達しております。この結果、当社の負債純資産合計額に対する借入金の割合は当期において56.5%となっております。

当社は財務の健全性に留意しつつ、今後も積極的な店舗展開、研究開発投資、在庫投資及び資本業務提携・M&A等を実施する方針であり、財務体質の改善は当社の重要課題と認識しております。

(4) 主要な事業内容（平成18年11月30日現在）

- ① 「美味で健康的な本物のおいしさ」を追求する「玄品技術」による食材開発
- ② 「玄品技術」による差別化されたとらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」、かに料理専門店「玄品以蟹茂」、スペインバル「BAR DE G（バルデゲー）」などの専門飲食店の経営及び「玄品ふぐ」のフランチャイズ展開

(5) 主要な事業所 (平成18年11月30日現在)

本 社 大阪府松原市三宅東一丁目8番7号  
東京本部 東京都港区芝浦三丁目8番10号 MA芝浦ビル2階  
店 舗

<「玄品ふぐ」直営店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	33店	大 阪	27店
神 奈 川	8店	兵 庫	5店
千 葉	1店	福 岡	1店
埼 玉	2店	合 計	77店

<「玄品ふぐ」フランチャイズ店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	5店	大 阪	9店
神 奈 川	2店	兵 庫	1店
千 葉	3店	京 都	1店
埼 玉	2店	合 計	23店

<「玄品以蟹茂」直営店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	7店	大 阪	1店
埼 玉	3店	合 計	11店

<その他直営店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	1店	大 阪	2店
		合 計	3店

(6) 使用人の状況 (平成18年11月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257名	28名増	31.2歳	3.0年

- (注) 1. 使用人数には、パート社員は含まれておりません。  
2. 使用人が前期末に比べ、28名増加したのは、業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(7) 主要な借入先の状況 (平成18年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	961,713千円
株式会社三井住友銀行	853,336千円
株式会社みずほ銀行	607,316千円
中小企業金融公庫	391,879千円
株式会社りそな銀行	391,502千円
商工組合中央金庫	61,800千円



## 2. 株式の状況（平成18年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000株  
 (注) 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で株式分割に伴う定款の変更が行なわれ、当社の発行可能株式総数は、100,000株増加し、200,000株となっております。
- (2) 発行済株式の総数 59,152株  
 当期中に増加した株式の数  
     平成18年1月20日付の株式分割による新株式の発行 27,648株  
     新株予約権の権利行使による増加 3,856株
- (3) 株主数 4,339名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社ヤタガラスホールディングス	16,750株	28.31%
山口旺子	5,957株	10.07%
山口咲生	5,957株	10.07%
山口晴緒	5,956株	10.06%

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

発行決議の日	平成16年2月25日	平成16年11月29日	平成18年4月19日	平成18年5月30日
新株予約権の数	1,165個	436個	2,800個	200個
目的となる株式の数	4,660株	1,744株	2,800株	200株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償
行使価額(1株当たり)	12,500円	15,000円	212,000円	223,283円
資本組入額(1株当たり)	6,250円	7,500円	106,000円	111,642円
行使期間	自 平成18年 4月1日 至 平成26年 2月24日	自 平成18年 11月30日 至 平成26年 11月28日	自 平成20年 5月1日 至 平成28年 2月23日	自 平成20年 5月1日 至 平成28年 2月23日

#### (2) 会社役員が保有する新株予約権の状況

該当はありませんが、旧商法下で交付され保有するものには次があります。

	回次(行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役 (社外取締役除く)	第1回(12,500円)	平成26年2月24日	1,074個	8人
	第2回(15,000円)	平成26年11月28日	273個	6人
	第3回(212,000円)	平成28年2月23日	2,426個	8人
社外取締役	第3回(212,000円)	平成28年2月23日	60個	1人
監査役	第1回(12,500円)	平成26年2月24日	25個	2人
	第2回(15,000円)	平成26年11月28日	10個	1人
	第3回(212,000円)	平成28年2月23日	7個	2人

#### (3) 当事業年度中に使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当はありませんが、旧商法下で交付したものには次があります。

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人 (当社役員除く)	307個	307株	26名

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成18年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	山形圭史	
取締役副社長	岡本洋一	西日本営業本部担当
専務取締役	山元正	研究開発担当
取締役	谷間真	事業開発・経営戦略担当 ㈱プロクエスト代表取締役 ㈱YAMATO取締役 テクノベンチャー㈱取締役
取締役	吉崎晃敏	店舗開発担当
取締役	大村美智也	商品管理担当
取締役	林泰広	営業戦略担当
取締役	本多正嗣	調達・物流担当
取締役	岩本昌志	東日本営業本部担当
取締役	原真理	経営管理担当
取締役	川合歩	㈱YAMATO取締役 テクノベンチャー㈱取締役
常勤監査役	山口静広	
常勤監査役	音部龍司	
監査役	浅野省三	弁護士

(注) 取締役川合 歩氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11名	57,200千円
監 査 役	3名	13,167千円
合 計	14名	70,367千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

## 貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流動資産】</b>	<b>[2,702,042]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[2,113,102]</b>
現金及び預金	535,120	買掛金	253,719
売掛金	255,930	短期借入金	600,000
食 材	1,722,384	1年以内返済予定長期借入金	641,692
貯 蔵 品	25,648	1年以内償還予定社債	32,000
前 渡 金	24,000	未 払 金	479,287
前 払 費 用	89,207	未 払 費 用	2,332
繰延税金資産	6,520	未 払 法 人 税 等	71,459
そ の 他	43,230	前 受 収 益	2,630
<b>【固定資産】</b>	<b>[3,076,520]</b>	預 り 金	29,860
(有形固定資産)	(2,085,927)	そ の 他	120
建 物	1,461,178	<b>【固定負債】</b>	<b>[2,155,154]</b>
構 築 物	53,079	社 債	72,000
機 械 装 置	78,493	長 期 借 入 金	2,025,854
車 両 運 搬 具	10,249	そ の 他	57,300
器 具 備 品	326,521	<b>負債合計</b>	<b>4,268,256</b>
土 地	142,321	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 設 仮 勘 定	14,082	<b>【株主資本】</b>	<b>[1,511,115]</b>
(無形固定資産)	(93,908)	資 本 金	301,115
ソ フ ト ウ ェ ア	83,853	資 本 剰 余 金	410,111
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7,198	資 本 準 備 金	410,111
そ の 他	2,855	利 益 剰 余 金	799,888
(投資その他の資産)	(896,684)	そ の 他 利 益 剰 余 金	799,888
投 資 有 価 証 券	29,135	特 別 償 却 準 備 金	9,168
出 資 金	6,338	別 途 積 立 金	75,000
長 期 前 払 費 用	148,702	繰 越 利 益 剰 余 金	715,720
差 入 保 証 金	676,763	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【△ 809】</b>
繰延税金資産	28,804	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 809
そ の 他	6,940	<b>純資産合計</b>	<b>1,510,306</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,778,562</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,778,562</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,908,017
売 上 原 価		1,847,338
売 上 総 利 益		5,060,678
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,657,372
営 業 利 益		403,306
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,503	
受 取 地 代 家 賃	5,971	
為 替 差 益	609	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	559	
そ の 他	847	9,490
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,581	
社 債 利 息	685	
減 価 償 却 費	4,411	
そ の 他	6,410	41,088
経 常 利 益		371,708
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	16,658	
固 定 資 産 除 却 損	1,634	18,292
税 引 前 当 期 純 利 益		353,416
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	138,134	
過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,077	
法 人 税 等 調 整 額	3,262	162,474
当 期 純 利 益		190,942

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔平成17年12月1日から〕  
〔平成18年11月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利益剰余金計 合	
		資本準備金	資本剰余金計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				特別償却 準備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成17年11月30日 残高	276,370	385,366	385,366	12,454	75,000	521,491	608,946	1,270,683	
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	24,745	24,745	24,745					49,490	
特別償却準備金の繰入れ (第17期利益処分)				6,594		△ 6,594		-	
特別償却準備金の取崩し (第17期利益処分)				△ 4,308		4,308		-	
特別償却準備金の取崩し				△ 5,571		5,571		-	
当期純利益						190,942	190,942	190,942	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	24,745	24,745	24,745	△ 3,286	-	194,228	190,942	240,432	
平成18年11月30日 残高	301,115	410,111	410,111	9,168	75,000	715,720	799,888	1,511,115	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成17年11月30日 残高	13,920	13,920	1,284,604
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			49,490
特別償却準備金の繰入れ (第17期利益処分)			-
特別償却準備金の取崩し (第17期利益処分)			-
特別償却準備金の取崩し			-
当期純利益			190,942
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△14,730	△14,730	△ 14,730
事業年度中の変動額合計	△14,730	△14,730	225,701
平成18年11月30日 残高	△ 809	△ 809	1,510,306

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

食材（主要食材）

月次総平均法による原価法を採用しております。

食材（その他）

最終仕入原価法を採用しております。

仕掛品

総合原価計算による原価法を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

##### (3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込



額を計上することとしております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上することとしております。

#### 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 7. その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

#### 8. 当事業年度より、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

#### 9. 会計方針の変更

##### (1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

##### (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,510,306千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

土地	70,000千円
機械装置	7,039千円
合計	77,039千円

#### 上記の担保付債務

1年以内返済予定長期借入金	10,632千円
長期借入金	107,726千円
合計	118,358千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,295,712千円

### Ⅲ. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	27,648	31,504	—	59,152

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加31,504株は、株式分割(1:2)による増加27,648株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加3,856株であります。

#### 2. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年2月25日取締役会決議分	平成16年11月29日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,660株	1,744株
新株予約権の残高	1,165個	436個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

### Ⅳ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費超過額 32,599千円

未払事業税 5,919千円

未払事業所税 2,542千円

その他有価証券評価差額金 555千円

繰延税金資産合計 41,617千円

繰延税金負債

特別償却準備金 6,292千円

繰延税金負債合計 6,292千円

繰延税金資産の純額 35,324千円

### Ⅴ. リースにより使用する固定資産に関する注記

#### 1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	279,284千円	153,818千円	125,465千円

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	46,055千円
1 年 超	88,720千円
合 計	134,776千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容及び内職	議決権等の所有割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員、個人主要株主及びその近親者	山形圭史	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接2.2	—	—	銀行借入に対する債務保証(注1)	391,879	—	—
	山口晴緒	—	—	—	(被所有)直接10.1	—	—	銀行借入に対する担保提供(注2)	391,879	—	—
	田原恵子(注3)	—	—	—	—	—	—	銀行借入に対する担保提供(注2)	258,521	—	—
役員、個人主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 株富貴(注4)	大阪府 藤井寺市	10,000	飲食店経営	—	—	—	食材の売上高(注5)	29,973	売掛金	2,351
								経費の立替(注6)	7,101	立替金	503

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、以下のとおりです。

1. 当社は銀行借入に対して、役員より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は銀行借入に対して、個人主要株主が所有する土地の担保提供を受けております。この担保の受入に対する対価の支払いは行っておりません。なお、取引金額には、担保提供による当社借入金残高を記載しております。
3. 田原恵子は、個人主要株主である山口晴緒他の祖母であります。
4. 株式会社株富貴は、当社監査役山口静広の実父である山口英司氏が議決権の100%を直接保有しております。
5. 取引条件については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
6. 経費の立替は、支払業務の一部を当社が代行して行っていることから発生しているものであります。なお、この経費の立替について、金利及び手数料の受取は行っておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	25,532円63銭
2. 1株当たり当期純利益	3,333円14銭

## 監査役の監査報告

### 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、予め定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書につき検討を加えました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年1月23日

株式会社 関門海

監査役(常勤) 山 口 静 広 ㊟

監査役(常勤) 音 部 龍 司 ㊟

監査役 浅 野 省 三 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第18期計算書類承認の件

議案の内容は、前記提供書面（13頁から19頁まで）に記載のとおりであります。  
当期の剰余金配当につきましては、将来の事業展開資金確保のため、誠に遺憾ながら前期に引き続き無配とさせていただきたいと存じます。

なお、第18期計算書類につきましては、取締役会並びに各監査役とも適法・適正として意見が一致いたしております。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）（以下、これらをあわせて「会社法等」という。）が平成18年5月1日付で施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ① 会社法等により、定款に、当社の機関として取締役会および監査役を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされたことに伴い、その旨を明記するものであります。（変更案第4条、第7条、第9条）
  - ② 株主総会参考書類等につき、インターネットによる開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなすことができるようにするものであります。（変更案第14条）
  - ③ 必要が生じた場合に、機動的に取締役会決議を行えるようにするため、書面または電磁的方法による取締役会の決議を可能にするものであります。（変更案第24条）
  - ④ 社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えるため、法令の定める範囲内で責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第26条、第31条）

- ⑤ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 飲食店の経営	1. (現行どおり)
2. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導教育	2. (現行どおり)
3. 食料品及び酒類の販売	3. (現行どおり)
4. 魚介類・水産物の養殖及び加工	4. (現行どおり)
5. 食料品、食料品原材料の保存、加工、運搬に関する技術の研究開発及びコンサルティング	5. (現行どおり)
(新設)	6. <u>食料品、調味料、調理器具、化粧品、日用雑貨品の新製品開発、製造及び販売</u>
(新設)	7. <u>食品に関する研究開発、理化学分析及び試験に関する受託業務</u>
(新設)	8. <u>特許権、著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、ノウハウその他の知的財産の実施・使用許諾、譲渡、管理及び調査</u>
6. <u>不動産、店舗設備、什器の賃貸及び販売</u>	9. <u>店舗設備、什器の賃貸及び販売</u>
(新設)	10. <u>労働者派遣業</u>
7. <u>人材育成のための教育、研修、コンサルティング</u>	11. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>12. 経営コンサルティング業務</u></p> <p><u>13. 有価証券の保有並びに運用、投資、売買</u></p> <p><u>14. 不動産の売買、賃貸、管理及びこれらの仲介</u></p> <p><u>15. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買、為替取引その他金融業</u></p> <p><u>16.</u> (現行どおり)</p>
<p>8. 前各号に附帯する一切の事業 (本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第3条 (現行どおり) <u>(機 関)</u></p>
<p>(公告の方法)</p>	<p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p>(公告方法)</p>
<p><u>第4条</u> 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、電子公告によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p><u>第5条</u> 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。</u>但し、電子公告によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p><u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、200,000株とする。 (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、200,000株とする。 <u>(株券の発行)</u></p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、<u>取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会決議により<u>選定</u>する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、</u>当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する請求、届出等</u>の手続き及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の<u>決議により定める</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u>当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、</u>取締役会において定める株式取扱規則による。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>2</u> 前項、その他の定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集及び開催場所)</p> <p><u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2</u> 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地においても開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 <u>当会社の取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任については累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 <u>当会社の取締役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議により社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第22条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議において定める。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議により<u>取締役社長1名を選定</u>し、必要に応じて<u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 当社の監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 当社の監査役は、<u>株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議において定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第30条 当社の<u>営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 当社の<u>事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金及び中間配当金)</p> <p><u>第31条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p><u>2.</u> 当社は取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）をなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第32条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、毎年11月30日を基準日として、定時株主総会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、毎年5月31日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第35条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2.</u> 前項の金銭には利息を付さない。</p>

### 第3号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取崩しを行い、分配可能額の確保・充実など、今後の資本政策に備えるものであります。

#### 1. 減少する資本準備金の額

資本準備金410,111,802円から全額を取崩します。

#### 2. 効力発生日

平成19年4月1日

### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役音部龍司氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
玉置和則 (昭和34年9月6日生)	平成5年4月 株式会社すかいらく 経営企画本部課長	一株
	平成5年10月 株式会社聘珍楼 社長室長兼茶寮事業部長	
	平成7年10月 プライスウォーターハウスコンサルティング株式会社 リテール部門マネージャー	
	平成14年8月 株式会社DEAN&DELUCA JAPAN監査役(現任)	
	平成16年1月 株式会社ヴィア・ホールディングス 事業開発プロジェクトリーダー(現任)	
	平成16年3月 株式会社NBK 執行役員(現任)	

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 玉置和則氏は、社外監査役候補者であります。



## 第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日にいたっておりますが、この報酬限度額とは別枠で、下記1. 及び2. の理由によりストック・オプション報酬として新株予約権を年額80百万円以内の範囲で割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。ストック・オプション報酬につきましては、一般的に用いられる公正妥当な算定方法に基づき算出し、各取締役に対し割り当てる新株予約権の数については、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、本議案の対象となる当社の現在の取締役員数は11名であり、報酬として割り当てる新株予約権の内容は下記のとおりであります。

### 1. 取締役（社外取締役は除く。）に対しストック・オプション報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

### 2. 社外取締役に對しストック・オプション報酬として新株予約権を割り当てる理由

社外取締役として優秀な人材を招聘し、当社への経営参加意識を高めることを目的とするものであります。

### 3. 新株予約権の内容

#### ① 新株予約権の総数及び目的である株式の数

新株予約権の総数 3,500個を1年間の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

目的である株式の数 当社株式3,500株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、その他株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

#### ② 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

#### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される払込価額に①に定める新株予約権1

個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権割当の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当の日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値を払込価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他払込価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

④ 新株予約権を行使することができる期間

割当の日から10年以内までの期間を別途定める。

## 第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり、新株予約権については無償で発行し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価額としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的である株式の数

当社株式4,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、対象者に割り当てられる新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併を行い新株予約権が継承される場合、又は会社分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

4,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される払込価額に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権割当の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が、新株予約権割当の日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値。）を下回る場合は、当該終値を払込価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記の他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年3月1日から平成29年1月31日

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職その他当社の取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において当社の外部事業協力者であった者は、新株予約権行使時においても事業協力者、当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、上記のいずれでもない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得条項  
対象者が新株予約権の行使の条件を満たさない状態となった場合及び対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める条件に該当することとなった場合は、当社は当該新株予約権を取締役会の決議をもって無償で取得することができる。
3. 新株予約権の募集事項の決定  
新株予約権の募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

以 上

メ モ

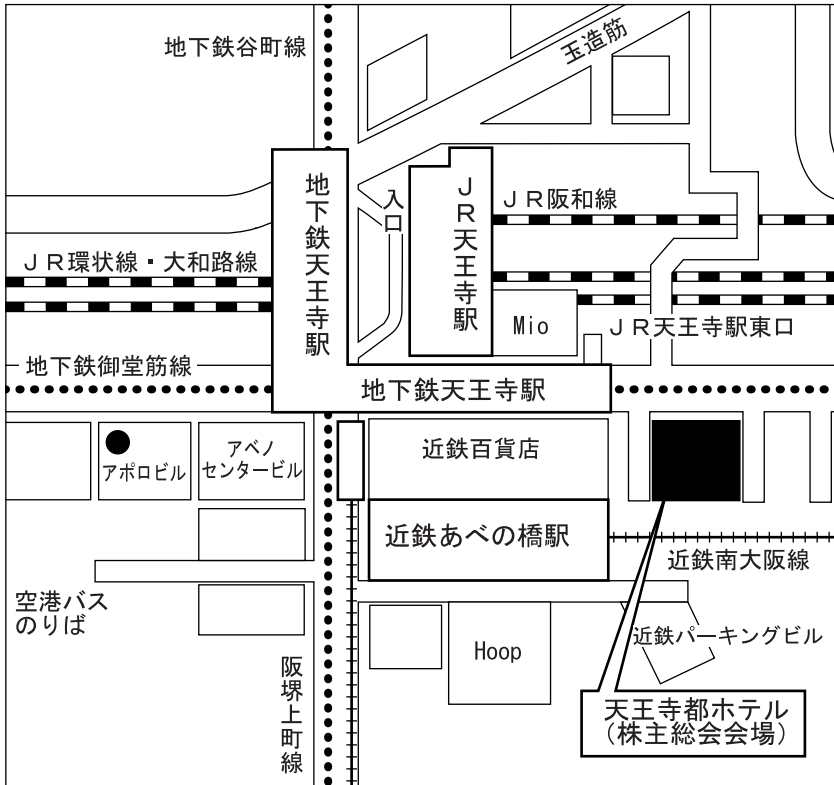
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice or notes.

# 株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号  
天王寺都ホテル6階「吉野の間 西」



- 交 通 ●新幹線 新大阪駅…地下鉄（御堂筋線）で25分  
●JR大阪駅…大阪環状線、又は地下鉄（御堂筋線・谷町線）で18分  
●地下鉄 天王寺駅から徒歩1分  
●JR天王寺駅東口から徒歩1分